平成２１年（フ）第１９１９号
大阪府松原市北新町１丁目114番地　ファフニール松原407号室、前住所大阪府松原市天美我堂３丁目255番地の39
債務者　大西　康代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２７号
堺市南区晴美台４丁１番８―305号
債務者　伊原　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３１号
大阪府河内長野市本町11番２号
債務者　尾崎　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６４号
堺市堺区錦之町東１丁１番６号　白龍ビル３－Ａ
債務者　金川龍一こと　金　鎭龍
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６７号
堺市南区晴美台４丁１番７―306号
債務者　吉本　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１号
堺市南区竹城台１丁２番15―209号
債務者　西田　昌幸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目５番14号　ハッピー・スウィング102号室
債務者　川口　絵美（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
堺市美原区大饗58番地２　エン・フィールド大饗101号室、前住所堺市中区深井北町955番地２
債務者　室永　将人
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
大阪府柏原市法善寺２丁目６番17号
債務者　斉藤鉄筋こと　齋藤富美男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
堺市中区八田北町10―31　鈴の宮団地３棟102号、住民票上の住所堺市中区堀上町220番地　ライオンズマンション堺堀上の丘503号
債務者　小澤　初美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
堺市堺区大浜北町２丁１番７―1220号
債務者　豊田　　實
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
大阪府富田林市大字伏山638番地１
債務者　平尾美沙枝
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
大阪府柏原市古町２丁目８番24号
債務者　八木　豊子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
堺市西区山田２丁94番地７　堺市営福泉住宅１棟601号
債務者　伊川　宣行
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
堺市北区金岡町60番地大阪府営大泉緑地内自立支援センターおおいずみ、住民票上の住所大阪府泉大津市助松団地１番10―206号
債務者　西川　茂和
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９号
神奈川県平塚市中里45番１―308号　一剣中里ビル
債務者　清水　信博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９号
神奈川県厚木市岡田3201番地　シカシン75ビル302
債務者　大元　和也
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部